



SSKS 療育ねっとわーく川崎

2021年9月20日発行
No.245 (4000部)
NPO法人
療育ねっとわーく川崎
発行者 江川 文誠
編集者 佐藤 紀喜

Q1 現在訪問看護さんを利用して頂いているのですが、訪問看護さんに入っているのですが、訪問看護さんだけの時間内ではケアが十分に終わりません。普通の訪問看護さんとは別に重度障害者訪問看護サービス等支援事業というものがあるのでしょうか？

A 長時間の医療的管理を日常に必要とする者に対し、訪問看護サービス等の支援を行い、重度障害者の家庭の支援を図ることを目的としている事業です。以前からある事業ですが令和3年に改訂されました。利用者登録すると共に訪問看護ステーションも委託契約をしておく必要があります。

Q2 利用するのに要件はありますか？
A 医療機関の訪問看護を利用しているいずれかに該当する方。
①重度の身体障害又は重度の知的障害又は精神障害があり、市が定める判定基準を満たす方。(気管内挿管、気管切開、ネブライザー16回/日以上または継続使用



今月号の目次

- 1 こんなときどうするの.....1
- 2 2021inかわさき開催.....4
- 3 障害児手当、支給に地域差.....3
- 4 会員・利用者の皆さまへアンケートのお願い.....5
- 5 芸術の秋.....6・7
- 6 「子どもの権利条例フォーラム」明日香のたまご.....8

(本誌5・6・7・8面は会員のみに郵送)

「子どもの権利条例フォーラム2021inかわさき」開催!

子どもの権利条約が国連で採択されたのは1989年。川崎市では、日本国内で初めて子ども権利の総合条例として、「川崎市子どもの権利条例」として2001年に施行、2021年の今年、条例制定20年を迎えました。

この20年で子どもを取り巻く環境が、どのように変わってきたのかを検証するとともに、

川崎市で創られた子どもの権利条例の理念や仕組みを共有し、子どもたちの「遊ぶこと、学ぶこと、生きること、守り・守られること、参加すること」の大切さや子どもと大人が共に「自分らしく幸せに生きる」ことについて考えあう機会として、2021年、子どもの権利条例フォーラムが川崎市で開催されます。

川崎市子どもの権利に関する条例施行20年記念

子どもの権利条例フォーラム2021 in かわさき

参加費無料
事前申し込みが必要です
締切:10月27日(水)

大会スローガン
手を取りあって、にじいろの未来へ笑顔で歩もう!

11月6日(土) 13:30~17:00 (受付開始 12:30~)
会場: 川崎市男女共同参画センターすくらむ21 (川崎市高津区溝口2丁目20-1)
京浜東北線「武蔵溝ノ口」駅、東急田園都市線・大井町線「溝の口」駅より徒歩10分

7日(日) 9:30~16:30
会場1: 川崎市生活文化会館てくのかわさき (川崎市高津区溝口1丁目6-10)
会場2: 川崎市立下作延小学校 (川崎市高津区下作延5丁目19-1)
会場3: 川崎市子ども夢パーク (川崎市高津区下作延5丁目30-1)

13:30~ 開会、オープニングセレモニー
川崎市長挨拶
基調報告「川崎市子どもの権利条例20年を迎えて」
山田雄太 (実行委員長/かわさき子どもの権利フォーラム代表)

14:50~ 全国の子どもたちと語ろう「子どもたちが語る子ども参加のいま」
全国の子ども活動団体とオンラインで対話
コーディネーター 前川友太 (実行委員長)
林大介 (子どもの権利条例ネットワーク事務局長)

16:50~ 分科会のご案内
社会情勢によりフルオンラインでの開催になる可能性があります
プログラム内容や時間の変更や中止など、最新の状況はホームページをご覧ください

主催: 子どもの権利条例フォーラム2021inかわさき実行委員会
(事務局団体 かわさき子どもの権利フォーラム)



Q1 現在訪問看護さんを利用して頂いているのですが、訪問看護さんに入っているのですが、訪問看護さんだけの時間内ではケアが十分に終わりません。普通の訪問看護さんとは別に重度障害者訪問看護サービス等支援事業というものがあるのでしょうか？

A 長時間の医療的管理を日常に必要とする者に対し、訪問看護サービス等の支援を行い、重度障害者の家庭の支援を図ることを目的としている事業です。以前からある事業ですが令和3年に改訂されました。利用者登録すると共に訪問看護ステーションも委託契約をしておく必要があります。

Q2 利用するのに要件はありますか？
A 医療機関の訪問看護を利用しているいずれかに該当する方。
①重度の身体障害又は重度の知的障害又は精神障害があり、市が定める判定基準を満たす方。(気管内挿管、気管切開、ネブライザー16回/日以上または継続使用



Q1 現在訪問看護さんを利用して頂いているのですが、訪問看護さんに入っているのですが、訪問看護さんだけの時間内ではケアが十分に終わりません。普通の訪問看護さんとは別に重度障害者訪問看護サービス等支援事業というものがあるのでしょうか？

A 長時間の医療的管理を日常に必要とする者に対し、訪問看護サービス等の支援を行い、重度障害者の家庭の支援を図ることを目的としている事業です。以前からある事業ですが令和3年に改訂されました。利用者登録すると共に訪問看護ステーションも委託契約をしておく必要があります。

Q2 利用するのに要件はありますか？
A 医療機関の訪問看護を利用しているいずれかに該当する方。
①重度の身体障害又は重度の知的障害又は精神障害があり、市が定める判定基準を満たす方。(気管内挿管、気管切開、ネブライザー16回/日以上または継続使用

発行所 〒一五七〇〇七二 世田谷区祖師谷三―一―一七七一〇二
特定非営利活動法人 障害者団体定期刊行物協会 定価一〇〇円

(連絡先) 〒214-0014 川崎市多摩区登戸2981 サポートセンター Rond
Tel 044-930-0160 Fax 044-930-0128 e-mail: tani@rond.jp http://rond2981.jimdo.com/
(会費振込先) 郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費 2500円 賛助会費一口 1000円

会員・賛助会員募集



障害児手当、支給に地域差

のり せいどじょうほう
紀さんの制度情報

都道府県と政令市の 特別児童扶養手当の 対象児童数と申請件数

(20歳未満人口1万人当たり)

	対象児童数	申請件数
上位		
1	沖縄県 269	大阪市 40
2	熊本県 211	沖縄県 36
3	岩手県 210	熊本県 33
4	奈良県 207	奈良県 30
5	長野県 206	浜松市 29
...		
下位		
63	千葉県 81	岡山市 11
64	岡山県 79	石川県 10
65	岡山市 75	栃木県 10
66	さいたま市 67	さいたま市 9
67	東京都 53	東京都 8
	全国平均 121	全国平均 17

(47都道府県と20政令指定都市を別々に集計。小数点第1位を四捨五入。同数の場合は小数点以下で順位付けした)

川崎市の場合は

特別児童扶養手当とは 精神、知的または身体障害等（内部障害を含む。）で、政令に定める程度以上の障害（別表参照）の状態にある 20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母または養育者に対して手当を支給するものです。

※別表に該当する程度の障害があり、障害の原因となった傷病がなおった状態または症状が固定した状態にある児童が対象となります。

とホームページに記載されていて、別表に該当するとは視力や四肢の機能、体幹の機能、精神の障害等となっていて、「該当するかどうかは、提出された診断書などから、総合的に判断されます。」と記載されています。

対策を検討

記事にも指摘があるように、「結果にもばらつきがある可能性が高い」のは川崎市も同様です。川崎市では申請を却下されたケースが、他の自治体では認定されているかもしれないのです。

「厚生労働省も問題視しており、研究班で実態を調査。対策を検討している。」との事ですが、検討内容の過程を見えるようにしてもらおう事と、川崎市にも他の自治体とどの位の格差があり、審査方法や制度の周知などに問題がないかを検証してもらおうよう、声をあげていく必要があると思います。

9月上旬の新聞にこんな記事が載っていました。「共同通信配信」

20歳未満の障害児がいる保護者に支給される国の「特別児童扶養手当」を巡り、判定事務を担う都道府県や政令指定都市の間で人口当たりの支給対象児童数に最大で5倍の差があることが6日、分かった。受給できる障害の程度に関する説明が自治体によって異なっており、同じ状態の障害でも申請の有無や受給の可否に不公平が生じているとみられる。申請件数自体も人口当たりで5倍の開きがある。

さらに判定医が書類だけを見て1人で審査するため、結果にもばらつきがある可能性が高い。厚生労働省も問題視しており、研究班で実態を調査。対策を検討している。

サテライトでの暮らしは、医ケアがあるため朝夕はヘルパーさんが来る一方で、夜間はひとりで過ごすことになりました。実はこれは、私が自ら希望したことです。ショートステイのころは夜間も含めてヘルパーさんがずっといましたが、その生活のおかげで自信がもてたので、私の希望として夜間はひとりで大丈夫だとヘルパーさんに伝えたのです。

現在、アパートで自立生活をしている田中です。10年ほど前、家の事情で在宅で暮らすことが難しくなっていました。不本意ながら一時は中部地方の障害者施設に入所したあと、入所のストレスが原因で胃ろうの手術を行いました。その後、希望していたひとり暮らし実現に向けてショートステイを重ね、民間のアパートを借り上げるタイプのグループホームの「サテライト型」に入居することになりました。

サテライト入居に合わせて、後見人もお願いしました。これからは金銭の管理もお母さんに頼らず、自分で行ったかったからです。また胃ろう交換のために往診も受けることになり、優しく親身になって相談にのじてくれる先生にも恵まれました。胃ろう交換のための用品の準備もヘルパーさんではなく、自分で行っていきます。

一方で、サテライトでひとりで暮らしていると、少し怖いこともあり。同じアパートの入居者が夜中に突如大声を出したり、近隣の住民でパニックだけで出歩く人がいたりしました。結局そのアパートは状況があまり良くなく女性が単身で暮らすには適さないため、行政とも相談の上で同じ法人が運営する福祉施設に隣接した別のアパートに引っ越すことになりました。

田中さんインタビュー(当事者・家族から)



話し手の田中さんは筆談で

今年でサテライトに引っ越してから3年、初めて周りの人に「ひとり暮らしをしたい」と伝えてから5年が経ちます。3年前、あれほど不安だったひとり暮らしも、今では自信に変わっています。サテライトとしての期限の3年を迎えて、すでにサテライトではなく真正正銘の「ひとり暮らし」になりましたが、毎日の生活が楽しいです。

【用語解説】 グループホームとは

グループホームとは、障害のある人が地域で生活を送る施設です。グループホームごとに対応する障害の種類がおお

田中静プロフィール

- 2008年 養護学校高等部卒業
- 2016年 胃ろう手術・ショートステイの利用開始
- 2018年 サテライト型グループホームで、自立生活を開始
- 2021年 サテライト型としての利用期間が終了し、完全な「ひとり暮らし」となる

むね分かれており、従来型の施設とは違い、入所者は数名程度と比較的少ないことが特徴です。サテライト型は、グループホームを運営する事業所が近くにアパートを借り上げて、当事者のひとり暮らしをサポートするための存在で、原則は3年を目標に自立生活（ひとり暮らし）へ移行することになっています。

(聞き手・金子文俊)